

○木祖村成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成 28 年 4 月 1 日要綱第 19 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、民法（明治 29 年法律第 89 号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づいて村長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求その他必要な支援について定めることを目的とする。

(支援の種類)

第 2 条 村長は、要支援者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 民法第 7 条、第 11 条及び第 15 条第 1 項に規定する成年後見の申立て（以下「申立て」という。）に関する支援
- (2) 申立てに要する費用に関する支援
- (3) 家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任した後における成年後見人等に係る報酬の助成に関する支援
- (4) その他村長が認める支援

(支援の対象者)

第 3 条 村長による申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、村内に住所を有する者であつて、配偶者若しくは二親等内の親族がない要支援者（申立てをする三親等又は四親等の親族が明らかに存在する要支援者を除く。以下この条において同じ。）又は親族等による申立てが期待できず、次の各号のいずれかの状態にあるものとする。

- (1) 認知症、知的障害者又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) その他村長が特に必要と認めた者

(申立ての申請)

第 4 条 次に掲げる者は、前条に規定する対象者と判断したときは、村長に対し申立てを行うよう要請することができる。

- (1) 民生児童委員
- (2) 対象者の日常生活のために有益な援助をしている親族以外の援助者
- (3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業を行う施設等の職員
- (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 22 項に規定する事業を行う施設の職員
- (5) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所の職員

(申立費用の負担)

第5条 第3条に規定する対象者で、次の各号のいずれかに該当する者は、申立て費用を村が負担するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者
- (2) 申立に要する費用を負担することで生活保護法による要保護者となる者
- (3) その他申立てに要する費用を負担することが困難であると村長が認めた者

2 前項の規定に関わらず、村長が特に必要と認めるときは、村があらかじめ申立てに要する費用を負担し、負担した費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行い、対象者または成年後見人等に求償するものとする。

(報酬の助成)

第6条 村長は、前条第1項の各号に掲げる者に対し、家庭裁判所が決定した当該成年後見人等への報酬を助成することができる。

2 前項の規定により村が助成する額は、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(申請)

第7条 成年後見人等は、助成金の支給を申請しようとするときは、木祖村成年後見制度利用支援助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて村長に申請しなければならない。

(通知)

第8条 村長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その旨を木祖村成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により成年後見人等に通知するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 成年後見人等は、対象者の資産状況又は生活状況等に変化があったときは、木祖村成年後見制度利用支援助成金支給中止（変更）届（様式第3号）により、速やかに村長に報告しなければならない。

(助成の中止、助成額の変更)

第10条 村長は、対象者の資産状況若しくは生活状況等の変化又は死亡等により助成の理由が消滅若しくは著しく変化したと認めるときは、助成を中止又は助成金額を変更することができる

2 村長は、助成を中止又は助成金額を変更するときは、木祖村成年後見制度利用支援助成金支給中止（変更）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 村長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者に対して、既に支給した助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。